

トランプ貿易協定と経済安全保障条項：東南アジアの事例

上席主任研究員 玉置 浩平

法的拘束力を有する経済安全保障条項

10月下旬、トランプ米大統領はアジア歴訪の一環でマレーシアを訪れ、マレーシアおよびカンボジアとの貿易協定に署名した。トランプ政権は5月の英国を筆頭に、東南アジアや日本をはじめ各国との貿易合意を発表してきたが、いずれも政治的合意であり、詳細は事後の交渉に委ねられた。これに対し、今回は法的拘束力を付与することを前提に署名がなされ、国内手続きの後に発効する。

2つの協定の構成はおおむね共通しており、中でも「経済および国家安全保障」と題する第5節は注目に値する（下表）。その多くは米国の貿易および安全保障上の利益に合致する形で両国と第三国との経済関係を制約するもので、二国間協定としては異例の内容だ。経済安全保障に関するコメントメントは協定の付属書にも含まれており、また第4節では、協定の利益を第三国が得る場合、いずれかの当事国が協定の意図を実現するために原産地規則を設定できるともされている。

規定ぶりは総じて曖昧で実効性には疑問が残るが、第三国として主に中国を想定し、中国からの輸出や投資、中国企業の現地ビジネスを抑制しようとする政策意図は明確だ。米国は歴訪中、タイおよびベトナムとも大筋合意に至っており、両国との追加協議でも今回の協定が参照されるだろう。

トランプ関税の戦略的効用

経済安全保障に関する規定は英国などとの合意にも含まれるが、前述の条項はそれらと比較してもかなり一方的かつ踏み込んでいる。交渉力に乏しい国が「不平等条約」締結を強いられたと言えるが、同地域での中国の影響力拡大や迂回貿易に米国が神経を尖らせている証左でもあろう。

米国が中国を念頭に置いた経済安全保障上の措置を他国に求めるという構図は新しいものではない。例えば、バイデン政権下の2023年12月には、米国とメキシコが外国投資審査に関する二国間作業部会の立ち上げで合意したが、これは当時、中国を念頭に置いたものと受け止められた。米国は中国と第三国との経済関係を様々な形で制限してきており、今回の協定もその延長線上にある。

トランプ政権による関税の「武器化」は、国際経済秩序の不安定化を招き、対米不信を拡大する一方、米国の対中戦略への同調圧力の強化という戦略的副産物を生み出している。

米中「休戦」でも静かに進むデカップリング？

トランプ氏はアジア歴訪を米中首脳会談で締めくくり、両国はひとまず緊張緩和で一致した。しかし、第三国を挟んだ対立は「休戦」中も継続し、経済活動を制約し得る。トランプ氏の退陣後に米国の関税政策が変更されても、経済安全保障上の協力要求は維持される公算が大きい。

米国と各国との二国間ディールの背後には中国という影の主役が存在している。米中の狭間に立つ東南アジアに対してここまで突っ込んだ要求がなされるとすれば、日本を含む同盟国に期待される政策協調の度合いはより深いものとなり得ることに留意すべきだろう。

△米国とマレーシア・カンボジア間の貿易協定における経済安全保障条項（概要）

5.1条 補完的措置	<ul style="list-style-type: none">各國（マレーシア・カンボジア）は米国が第三国との貿易に對して講じるのと類似の制限的措置を講じる。各國は自国内で第三国企業の不公正慣行（市場価格を下回る製品の対米輸出、当該製品の対米輸出増加、米国から各國への輸出減少、米国から第三国市場への輸出減少を招くもの）に対処する措置を講ずる。各國は海運・造船について米国が講じるのと類似の措置を講じる。
5.2条 輸出管理、制裁、投資安全 および関連事項	<ul style="list-style-type: none">各國は安全保障上機微な技術・製品の貿易管理について米国と協力し、米国の措置に協調し、自國企業がこれらの規制をバックフィル*したり弱めたりしないことを確保する。各國は自国民と米国の輸出管理・制裁リストに掲載された個人・団体との取引の規制のために米国と協力する。各國は対内投資審査メカニズムの確立を検討する／対内投資の情報を米国に提供する。米国は各國が共通の安全保障上の問題への対処に協力する場合、輸出管理などに関する法制度の運用においてそれを考慮する。
5.3条 その他の措置	<ul style="list-style-type: none">米国は各國と国防関連貿易の簡素化や強化に取り組む。各國は米国の関税を回避・迂回する慣行に対処する措置を講じ、米国と協力協定を締結する。各國が米国の利益に反する自由貿易協定などを締結した場合、米国は協定を終了できる。

*バックフィル（backfill）：米国が輸出を規制した品目を他国が輸出するなど、米国の規制を潜脱するような行為を指す。

(注) 米・マレーシア協定には、5.3条にマレーシアが原子炉、燃料棒または濃縮ウランを特定国から購入しない旨の規定がある。

(出所) 米政府資料より丸紅経済研究所作成

(執筆者プロフィール)

玉置 浩平 (Kohei Tamaoki)

TAMAOKI-K@marubeni.com

上席主任研究員

研究分野：地政学リスク、経済安全保障、産業・通商政策

外務省入省後、朝鮮半島、宇宙・海洋安全保障、国際原子力協力などに関する外交政策の企画・立案に従事。在大韓民国日本国大使館では、北朝鮮情勢や韓国政治・外交に関する情報収集・分析を担当。2021年から丸紅経済研究所にて地政学リスクや経済安全保障などに関する調査研究を行う。東京大学法学部卒業、タフツ大学フレッチャースクールLL.M.修了（国際法修士）。米国ジャーマン・マーシャル財団 Young Strategists Forum 2023 コーホート。

株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- ・ 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- ・ 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- ・ 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。